

域内中核企業への大卒UJIターン人材ジョブ型マッチング業務 プロポーザル募集要項

1 趣旨

若年労働力の域外流出など人材確保の必要な状況が続くなか、国内外の市場で競争力を有する域内中核企業が採用を予定する総合職、専門職等のポストごとに大卒者とのマッチングを実施し、若手人材の確保と定着を目的とする「域内中核企業への大卒UJIターン人材ジョブ型マッチング業務」（以下「業務」という。）を委託する者を選定するための企画提案を募集する。

2 業務委託の対象者

業務を委託するためのプロポーザルに応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- (3) 業務の実施に当たり、兵庫県との打合せ等に適切に対応することができること。
- (4) 次のいずれかに該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

イ 応募図書（5(2)に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

エ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者

オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

3 業務要件

仕様書に沿ってプロポーザルに応募する者自らが企画する業務であって、県が委託する業務として公序良俗に反するものでないこと。

4 事業費

1,500,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 応募

(1) 募集期間

令和4年4月25日（月）～令和4年5月18日（水）

(2) 提出書類及び部数（規格は日本工業規格A4片面）

- ① 応募申請書（様式1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・正7部、副7部
- ② 提案者概要（様式2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・7部

- ③ 事業実施計画書（様式3）・・・・・・・・・・・・・・7部
- ④ 経費積算見積書（様式4）・・・・・・・・・・・・・・7部
- ⑤ 誓約書（様式5）・・・・・・・・・・・・・・1部
- ⑥ その他提案内容を説明する書類（様式任意）・・・・・・・・7部
- ⑦ 添付書類・・・・・・・・・・・・・・各1部

(ア) 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税に滞納がないことを証する書類（提出の日において発行から3か月以内のもの）

なお、兵庫県内に事業所を有しない等の理由により、兵庫県税について課税実績がない場合は、誓約書（様式6）を提出すること

(イ) 会社概要等提案者の概要を説明する書類

(3) 提出先等

① 提出先

兵庫県丹波県民局県民交流室産業振興課あて
〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

② 提出の方法

持参、郵送

※持参の場合：受付時間 9:00～17:30、土日祝を除く

郵送の場合：令和4年5月18日（水）必着

(4) 募集要項の内容に関する質問等

① 募集要項に関する質問

質問は文書（様式自由）で行うものとし、令和4年5月9日（月）17:30までに電子メールにて提出する。なお、電子メール件名冒頭には「【質問：人材ジョブ型マッチング業務】」の文言を入れること。（提出先電子メールアドレス：tambakem@pref.hyogo.lg.jp）

② 質問に対する回答

令和4年5月12日（木）までに、電子メールにより回答する。

なお、同種の質問が想定されるもの等については、県ホームページへの掲載（<https://web.pref.hyogo.lg.jp/tnk11/jobmatching.html>）等により周知する。

ただし、関係者などへの確認を要する質問等については、期限までに回答できない場合がある。その場合は、期限までに回答できない旨の連絡を行う。

(5) 費用負担

応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

(6) 応募図書の著作権

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

(7) 応募図書の取扱い

応募図書は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

6 審査

(1) 審査の方法

審査委員会を設置し、以下の項目等について審査の上、業務を委託する者を選定する。なお、必要に応じて、応募者に対して応募図書の内容の確認、追加書類の提出の依頼等を行うことがある。また、必要に応じてプレゼンテーション審査を実施する場合がある。（プレゼンテーション審査を実施する場合は、別途、日

時、場所などを連絡する。)

- ア コンセプト及び内容の充実度
企画等のアイデア、業務の実施方法の妥当性等
- イ 業務実施体制
業務の実施の体制、安定的な遂行の可能性等
- ウ 見積価格
見積額の積算根拠の妥当性等
- エ その他
その他業務を遂行するに当たっての創意工夫等

(2) 審査の結果の連絡

審査の結果は、事務局から各応募者に文書で通知する。

7 委託契約の締結等

- (1) 県は、業務を委託する者として選定されたもの（以下「選定業務者」という。）と提案業務の実施方法等その内容について、協議し、調整を行う。この協議・調整において、県と選定業務者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。
- (2) 選定業務者は、(1)の協議・調整をした業務の内容を記載した業務計画書及び業務の実績を記載した実績報告書を県に提出すること。なお、業務の実施に当たっては、業務計画書、委託契約書及び業務委託仕様書に従うこと。
- (3) 選定業務者は、兵庫県財務規則第100条第1項の規定に基づき、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する。ただし、同項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。
- (4) 選定業務者が委託契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払を停止し、又は選定業務者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。
- (5) 再委託は原則として禁止する。なお、再委託を必要とする場合は、あらかじめ丹波県民局と協議し、承諾を得た場合に限る。
- (6) 委託料の支払いは原則精算払いとし、業務終了後に提出される実績報告書に基づき、契約書に適合しているかを確認した後に支払う。なお、業務遂行上必要と認められる場合は前金払いを行う場合があるが、その場合においても、最終的には実績確認に基づく精算を行う。
- (7) 選定業務者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後5年間保存すること。

8 事務局

兵庫県丹波県民局県民交流室産業振興課

電話：0795-73-3775（直通） FAX：0795-72-3077

電子メール：tambakem@pref.hyogo.lg.jp

【参考】選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（一部予定を含む）は以下のとおり。

- (1) 公募の開始 令和4年4月25日(月)
- (2) 質問書の提出期限 令和4年5月9日(月)
- (3) 質問への回答 令和4年5月12日(木)
- (4) 応募図書提出期限 令和4年5月18日(水)

※直接持参又は郵送により提出すること。(郵送の場合は必着)

- (5) 審査会 令和4年5月下旬を予定
- (6) 契約締結 令和4年6月上旬を予定